

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・16 号 秋田港北線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車線 の数	幅員	
幹 線 街 路	3・4・16	秋田港 北 線	秋田市 土崎港 相染町 字土浜	秋田市 下新城 中野字 街道端 西	秋田市 土崎港 相染町 字浜ナ シ山	約 4,520m	地 表 式	4 車線	20m	幹線街路と平 面交差 3箇所
	3・5・38	浜ナシ 山長野 線	秋田市 土崎港 相染町 字浜ナ シ山	秋田市 飯島長 野本町	秋田市 土崎港 北五丁 目	約 2,600m	地 表 式	2 車線	15m	JR奥羽本線と 立体交差 幹線街路と平 面交差 4箇所
	3・4・77	和 田 駅前線	秋田市 河辺北 野田高 屋字黒 沼下堤 下	秋田市 河辺和 田字上 中野	秋田市 河辺和 田字上 中野	約 360m	地 表 式	2 車線	18m	幹線街路と平 面交差 1箇所

2. 都市計画道路中 3・4・78 号 石川和田駅線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、将来都市計画道路網を検討した結果、次のとおり変更を行う。

3・4・16号秋田港北線については、3・4・34号土崎環状線（秋田市決定）の一部区間の幅員縮小に伴い、交差部の区域について所要の変更を行う。

3・5・38号浜ナシ山長野線については、3・4・33号将軍野相染線（秋田市決定）の一部区間の廃止に伴い、構造について所要の変更を行うとともに、3・4・34号土崎環状線（秋田市決定）の一部区間の幅員縮小及び一部区間の廃止に伴い、交差部の区域について所要の変更を行う。併せて、新たに車線数を2車線に決定し、住居表示の実施に伴う位置の変更を行う。

3・4・77号和田駅前線については、3・4・78号石川和田駅線の廃止に伴い、構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を2車線に決定する。

3・4・78号石川和田駅線については、全線を廃止する。

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）新旧対照表

【変更前】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・16	秋田港北線	秋田市土崎港相染町字大浜	秋田市下新城中野字街道端西	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山	約4,520m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・5・38	浜ナシ山長野線	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山	秋田市飯島字大崩	秋田市土崎港北五丁目	約2,600m	地表式	—	15m	国鉄奥羽本線と立体交差、幹線街路と平面交差5箇所	
	3・4・77	和田駅前線	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下	秋田市河辺和田字上中野	秋田市河辺和田字上中野	約360m	地表式	—	18m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・78	石川和田駅線	河辺町和田字坂本北	河辺町和田字上中野	河辺町和田字和田	約2,530m	地表式	—	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

【変更後】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・16	秋田港北線	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山	秋田市下新城中野字街道端西	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山	約4,520m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・5・38	浜ナシ山長野線	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山	秋田市飯島長野本町	秋田市土崎港北五丁目	約2,600m	地表式	2車線	15m	JR 奥羽本線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・77	和田駅前線	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下	秋田市河辺和田字上中野	秋田市河辺和田字上中野	約360m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	

変更理由書

秋田市の長期未着手の都市計画道路について、令和3年6月に策定した本市の都市計画の基本方針である「第7次秋田市総合都市計画」において、多核集約型コンパクトシティの実現を前提に必要性と実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行うこととしている。これにより、令和4年度に都市計画道路の見直し検討を実施し、令和5年4月に検討結果をまとめた「秋田市都市計画道路見直し基本方針（案）」を策定したものである。

本変更は、その基本方針（案）に基づくものであり、各路線の主な変更理由は以下のとおりである。

3・4・16号 秋田港北線

都市計画道路3・4・16号秋田港北線は、昭和43年に都市計画決定され、その後、昭和45年から、位置や区域、構造等の変更を経て、現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、3・4・34号土崎環状線（秋田市決定）の一部区間の幅員縮小に伴い、交差点部分の区域を変更する。

3・5・38号 浜ナシ山長野線

都市計画道路3・5・38号浜ナシ長野線は、昭和29年に船ヶ沢浜ナシ山線及び土崎駅将軍野線として都市計画決定され、昭和41年に路線の再編に伴う統合により、現名称に変更している。その後、昭和45年から、位置や区域、構造等の変更を経て、現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、3・4・33号将軍野相染線（秋田市決定）の一部区間の廃止に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更するとともに、3・4・34号土崎環状線（秋田市決定）の一部区間の幅員縮小及び一部区間の廃止に伴い、交差点部分（土崎港相染町字浜ナシ山地内及び港北松野町地内）の区域の変更を行う。併せて、新たに車線数を2車線に決定し、住居表示の実施に伴い終点を変更する。

議案第1号

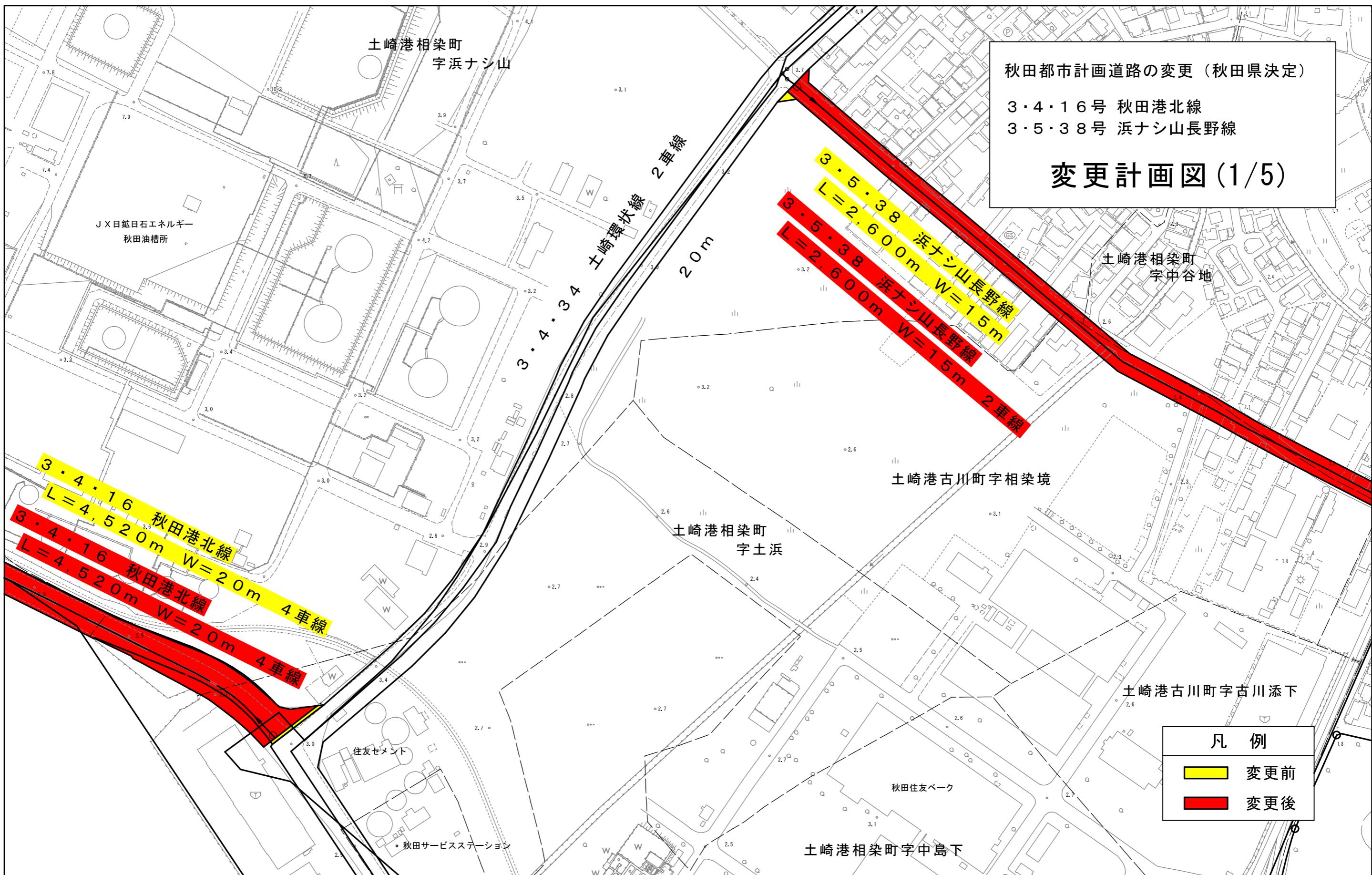
3・4・77号 和田駅前線及び3・4・78号 石川和田駅線

都市計画道路3・4・78号石川和田駅線は、合併前の旧河辺町において、秋田自動車道の供用開始、秋田空港の需要拡大、秋田テクノポリス及び七曲臨空港工業団地の整備等、社会経済情勢の変動に伴う交通量の増大と都市化の進展に対応するため、平成3年に都市計画決定され、その後、平成26年に都市計画区域の統合により等類番号を変更し、現在の計画となっているが、全線未整備となっている。

この未整備区間については、将来交通量推計の結果、交通需要が少ないほか、一部区間は現道がなく、沿線の住宅地への影響が大きいことから、整備の必要性及び実現性が低くなっている。また、当該区間を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

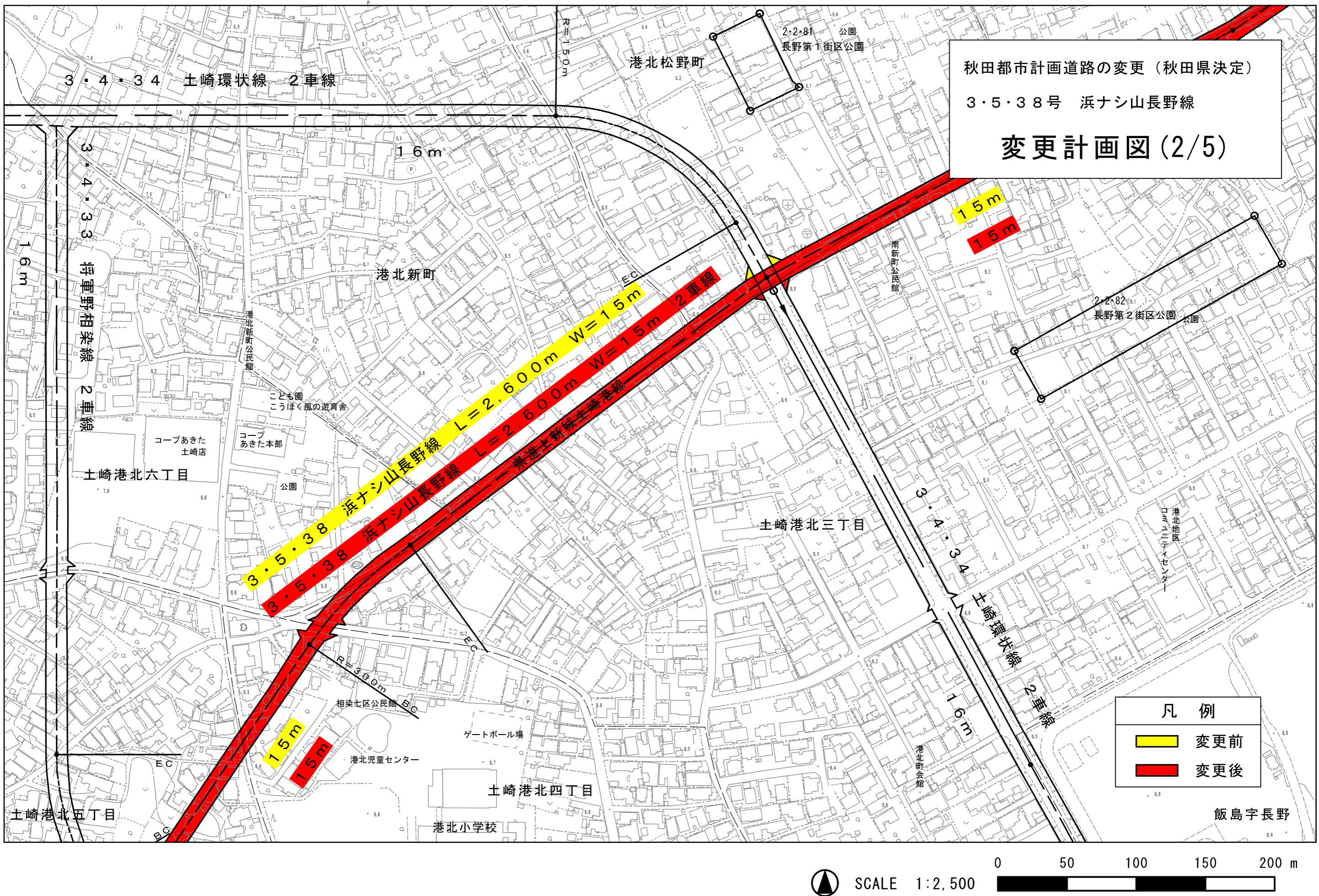
以上の理由から、3・4・78号石川和田駅線について、全線を廃止する。

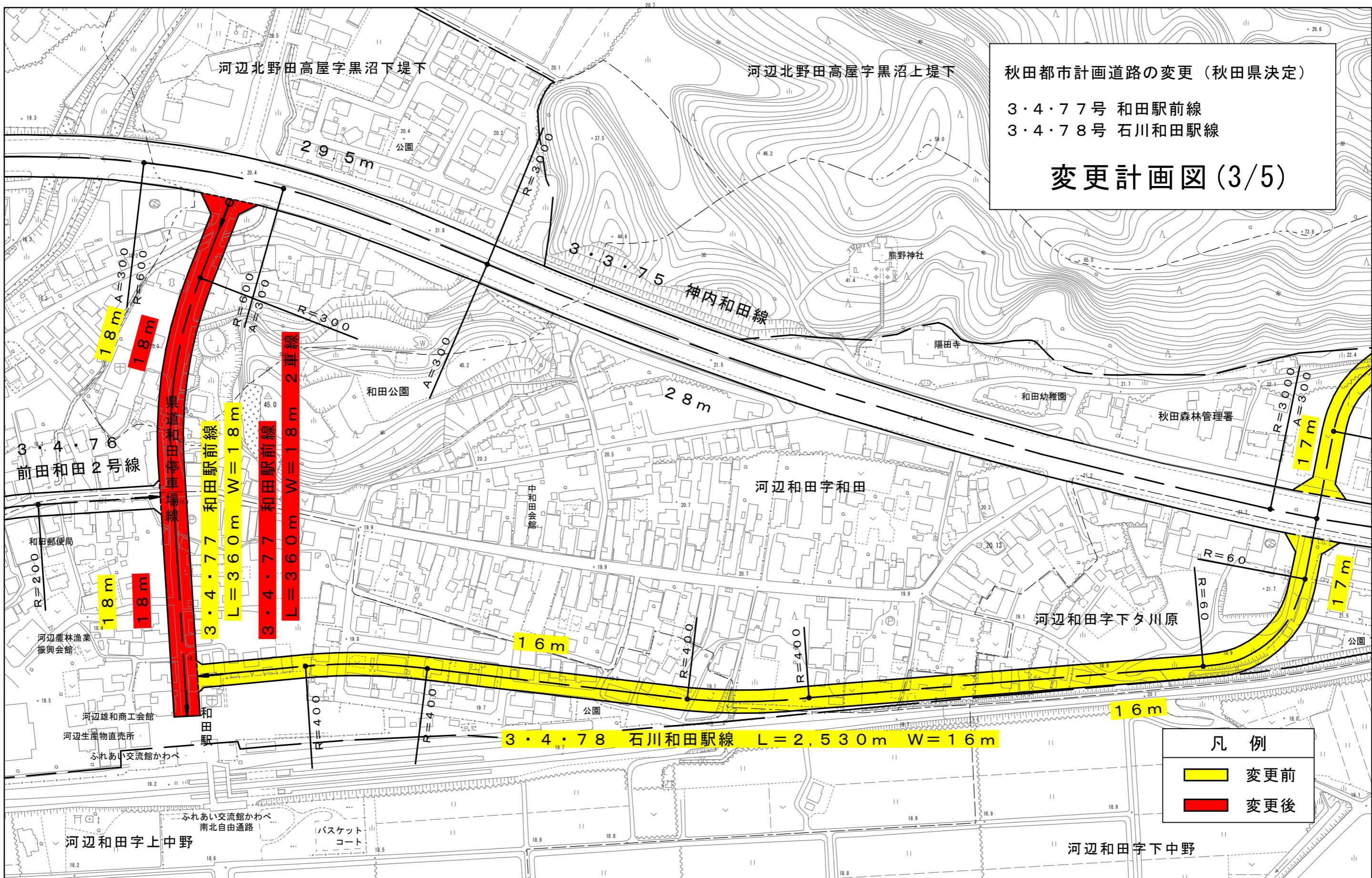
また、3・4・78号石川和田駅線の廃止に伴い、3・4・77号和田駅前線について、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更するとともに、新たに車線数を2車線に決定する。



SCALE 1:2,500

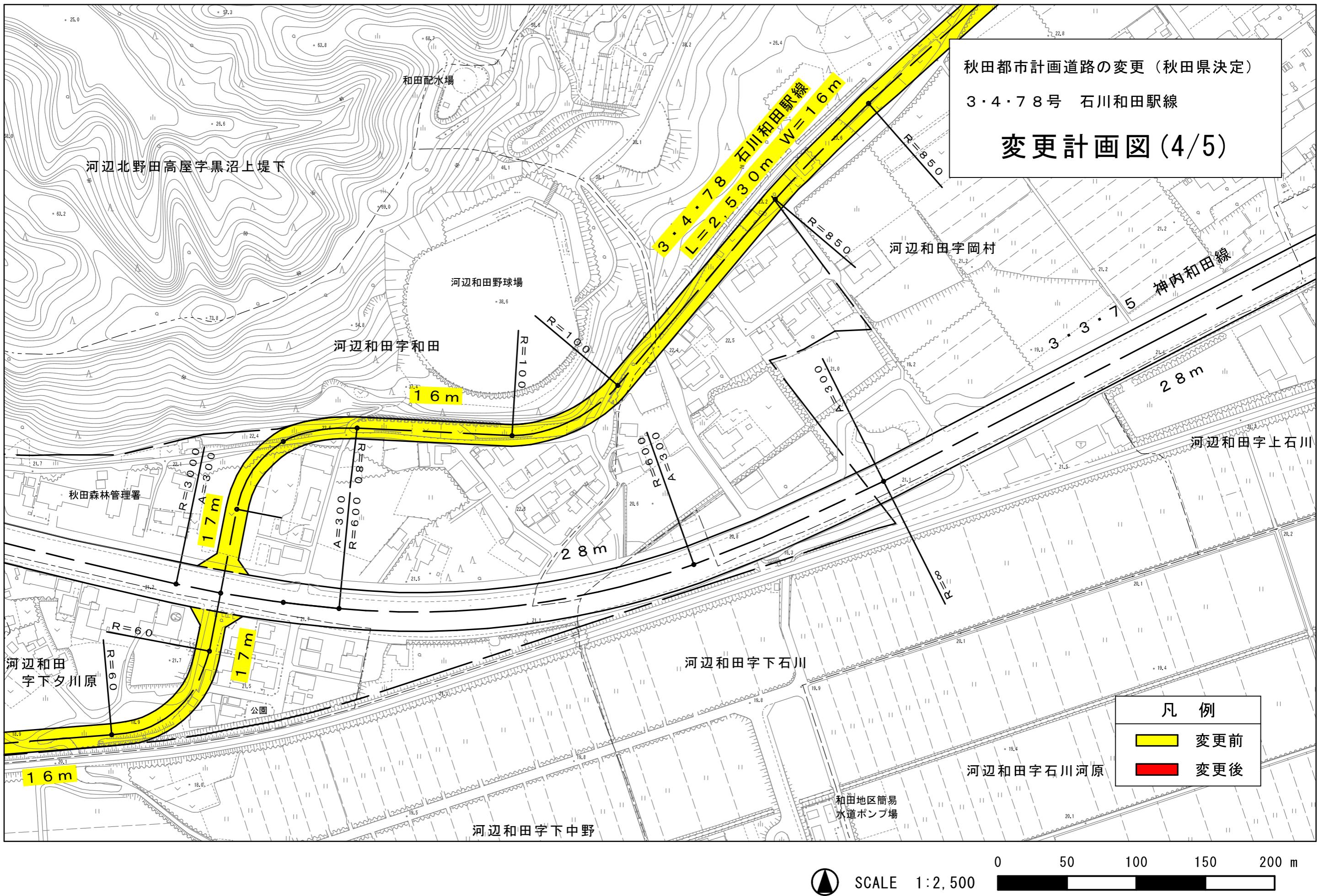


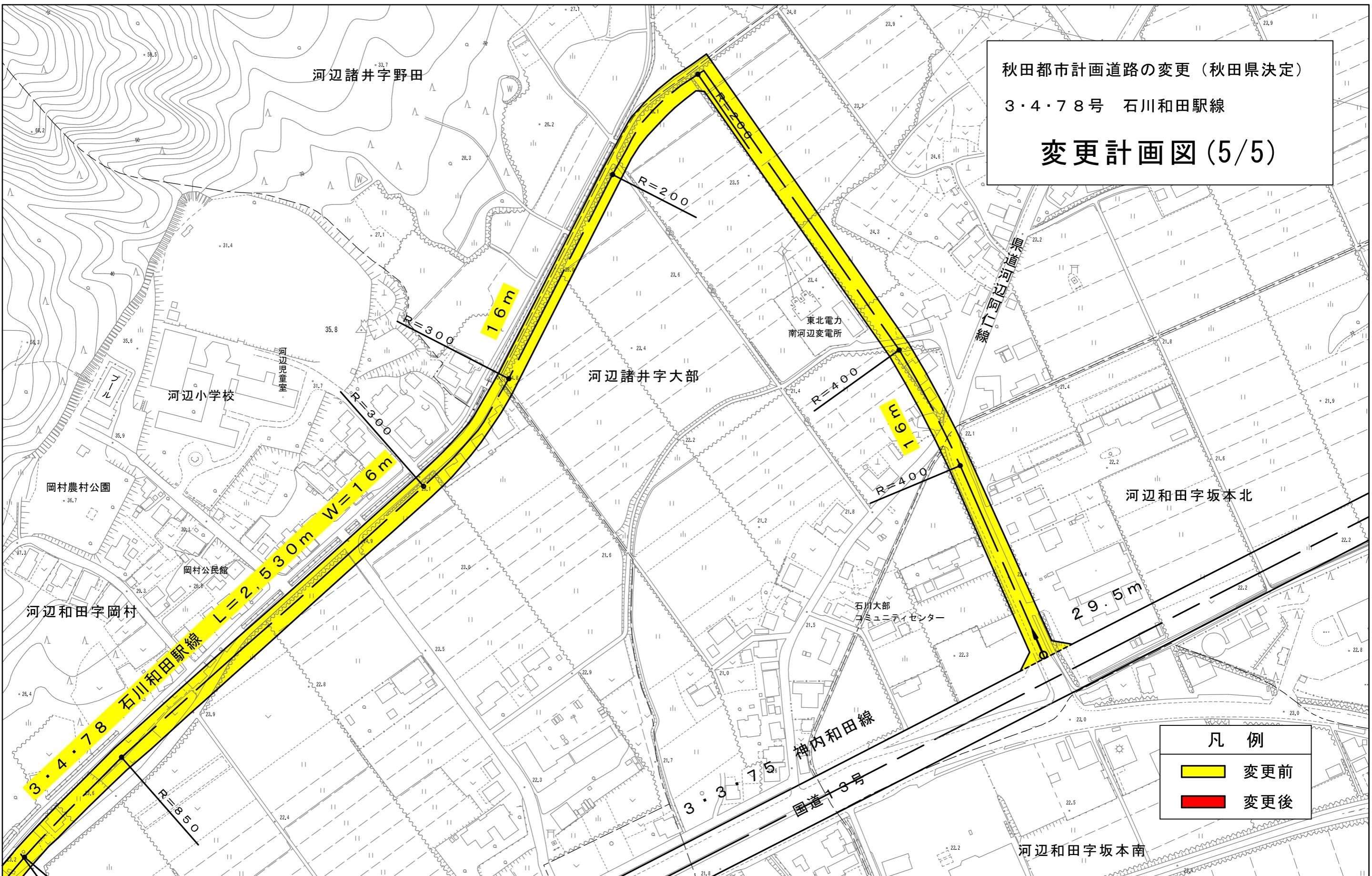




SCALE 1:2,500







SCALE 1:2,500

